

海老名市立小学校及び中学校の特定教室の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小学校及び中学校の特定教室（以下「特定教室」という。）を市民の学習機会及びコミュニティの場づくりのため、学校教育に支障がない範囲で市民の利用に供することに関して、必要な事項を定める。

(特定教室)

第2条 利用できる特定教室は、別表のとおりとする。

(利用日等)

第3条 特定教室の利用日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育上又は管理運営上支障があると認めるときは、この限りでない。

(1) 月曜日から金曜日まで 午後6時から午後9時まで

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日 午前9時から正午まで・午後1時30分から午後4時30分まで・午後6時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、12月28日から翌年の1月3日までは、利用することができない。

(利用の要件)

第4条 特定教室を利用できる者は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

(1) 学習やコミュニティづくりを目的とし、主に市内で活動する団体であること。

(2) 市内在住、在勤、在学者が過半数を占めていること。

(3) 成人の指導者がいること。

(利用の登録)

第5条 前条に規定する団体が、特定教室の利用を希望する場合は、海老名市特定教室利用団体登録申請書（第1号様式）により団体の代表者が、教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該団体の利用登録（以下「登録団体」という。）を行い、その旨を申請者に通知するとともに、特定教室利用団体登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 登録団体の代表者は、登録証を紛失したとき又は登録した内容に変更が生じたときは、速やかに海老名市特定教室利用団体登録証紛失・登録内容変更届（第2号様式）により団体の代表者が、教育委員会に届けなければならない。

4 教育委員会は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録証を再交付し、又は登録内容の変更を行うものとする。

5 登録証は、当該団体の構成員以外の者に譲渡し、又は貸与してはならない。

（登録の取消等）

第6条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該団体の登録を取り消すことができる。

（1）不正や虚偽の申請をしたとき。

（2）第4条に規定する要件を欠いたとき。

（3）前条第2項の届け出せず、又は前条第5項の規定に反して譲渡若しくは貸与したとき。

（4）教育委員会が登録団体として不相当と認めるとき。

2 登録団体は、前項の規定により登録を取り消されたときは、前条第2項に規定する交付された登録証を教育委員会に返還しなければならない。

（利用の申請・承認）

第7条 第5条に規定する利用登録をした団体が対象施設を利用するときは、海老名市特定教室利用申請書（第3号様式）により団体の代表者が、教育委員会に申込みを行うものとする。

2 教育委員会は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、特定教室の利用を承認し、申請者に対して特定教室利用承認書（第4号様式）を交付するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により利用を承認した場合であっても、第6条第1項の規定に該当することとなったとき又は学校若しくは教育委員会が当該特定教室を使用する必要が生じたときは、利用の承認を取り消すことができる。

(利用料)

第8条 特定教室の利用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、空調機利用料については自費負担とする。

(100円／1時間)

(遵守事項)

第9条 前条の規定により利用の承認を受けた団体の代表者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 施設、設備等の管理及び場内規律の保持に当たること。
- (2) 施設、設備等を破損、汚損又は亡失したときは、速やかに対処するとともに、特定教室管理人にその報告をすること。
- (3) 利用後、特定教室を清掃すること。
- (4) 使用した机・椅子は、元の位置に戻すこと。
- (5) 校舎内及び学校敷地内でたばこを吸わないこと。
- (6) 懇談のときの湯茶は認めるが、それ以外は飲食等しないこと。
- (7) 火気の使用はしないこと。
- (8) 危険物は持ち込まないこと。
- (9) 利用する特定教室及び指定されたトイレ以外には立ち入らないこと。
- (10) 使用した団体の備品等は、その都度持ち帰り、特定教室等には常置しないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特定教室の利用に関し必要と認めたこと。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

《平成18年7月1日・制定》

《平成20年1月4日・改正》

《平成23年5月15日・改正》

《平成25年9月15日・改正》

《令和3年4月1日・改正》

別表（第2条関係）

特 定 教 室

学校名	利用できる施設	
柏ヶ谷小学校	会議室	北棟 1 階
上星小学校	会議室	Ⅲ館 2 階
東柏ヶ谷小学校	特別活動室	南棟 4 階
	音楽室	南棟 3 階
	ランチルーム	南棟 1 階
今泉中学校	視聴覚室	B 棟 2 階
海老名小学校	図工室	北棟 1 階
	音楽室	北棟 2 階
有鹿小学校	コミュニティルーム	東館 1 階
社家小学校	家庭科室	新館 2 階
今泉小学校	オープンスペース	西棟 1 階
	調理室	西棟 1 階
	第 2 音楽室	西棟 1 階